

地域連携推進会議に関する Q&A

※随時更新いたします。

令和7年5月時点
神戸市福祉局障害者支援課

	質問	回答
構成員について		
1	参加を要請する「地域の関係者」は町内会などの役割を担っている人に限られるのか。	地域の関係者については、例えば、自治会・町内会などの地域団体の方、民生委員、商店街の方、学校関係者、地域で活動している NPO 法人、地域の障害当事者などが想定されますが、上記の他にも、日常的な付き合いのある施設の近隣住民を選出することも有効です。役割を担っていることが必須ではありません。（「地域連携推進会議の手引き」 p4 参照）
2	民生委員が法人の理事を担っている場合「地域の関係者」として選出することは可能か。	地域の住民として参加することを妨げる規定はありませんが、会議の趣旨（外部の目を入れる）という点からみると、あまり好ましいことではないと考えます。
3	参加を要請する「地域の関係者」の“地域”とはどの程度の範囲が含まれるのか。地域の範囲の目安を教えてください。	「地域」の範囲については明確に規定されていません。会議の目的・役割として「利用者と地域の関係づくり」「地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進」があげられていることから、利用者が生活していく上で日常的に関わりのある範囲が「地域」の目安として考えられると思います。（「地域連携推進会議の手引き」 p3 参照）
4	民生委員などの参加を希望する際は、直接依頼すればよいか。	事業所より直接ご依頼ください。
5	市から地域関係機関へ今回の制度の趣旨の説明は行っているか。	本市ホームページで広く周知を行うとともに、令和6年度には民生委員・自治会・婦人会に説明を行いました。
6	地域連携推進会議にて、知見を要する人に参加依頼した場合、報酬を支払う必要があるか。	会議の目的は ・利用者と地域との関係づくり ・地域の方への施設等や利用者に関する理解の促進 等 であり、あくまで一般的な地域活動の一環として、事業所において検討の上対応してください。
市職員の参加について		
7	市職員の参加を希望する場合、どのような手続きが必要か。	毎年度、希望調査のアンケートを行います。 事業所あてに通知をお送りしますので、そちらをご確認ください。 なお、業務の都合上、可能な範囲での出席となることをご了承ください。

開催について		
8	<p>「指定事業所ごと」の会議開催と聞いているが、同じ敷地内に事業所が複数ある場合も、分けて開催する必要があるのか。</p>	<p>地域連携推進会議の開催は「指定事業所ごと」と定められているため、事業所間の距離にかかわらず、事業所ごとに開催する必要があります。（「地域連携推進会議の手引き」p6 参照）</p> <p>会議は事業所ごとに開催する必要がありますが、同日に複数事業所の会議を連続で行う等の対応については、事業所ごとに柔軟に検討ください。</p> <p>ただし、参加者等の負担が過多にならないようご注意ください。</p>
9	<p>会議の開催と施設訪問は必ず別日にする必要はあるか。</p>	<p>地域連携推進会議の手引きでは、会議と訪問は別の日程で行うことが想定されていますが、事業所や参加者の都合等により同日に行う方が望ましい場合は、同日に開催することも可能です。</p> <p>ただし、住居ごとに年1回以上訪問の機会を確保すること、参加者等の負担が過多にならないことにご留意ください。</p>
10	<p>会議・訪問ともにおおむね1年に1回の開催とあるが、1年の期間はどのように考えるか。</p>	<p>それぞれ前回実施時からおおむね1年以内に開催するようにしてください。</p>
第三者評価について		
11	<p>福祉サービス第三者評価を3年に1回の頻度で受審している場合、地域連携推進会議を開催する必要はないか。</p>	<p>福祉サービス第三者評価は「外部の者による評価」に当てはまるため、受審から1年間については地域連携推進会議の開催および事業所等の見学を行う必要がありません。</p> <p>受審から1年が経過した場合は、地域連携推進会議の開催および事業所等の見学をおおむね1年に1回以上行う必要があります。</p>
運営指導について		
12	<p>運営指導において気を付けておくべき点は。</p>	<p>指導監査・運営指導の際には、会議（見学含む）の開催状況、事業の運営に係る状況の報告、要望、助言等についての記録（以下、「議事録」という）の有無及び議事録の公表について確認をする予定です。</p>
市への報告について		
13	<p>神戸市への実施報告等は必要か。</p>	<p>現在神戸市への届出や報告は必要ありません。ただし、将来的には地域連携推進会議の議事録についても福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報検索」に掲載することも考えられます。</p>